

活力ある区内産業を推進する条例（案）

江戸川区内で活動する事業者は、いつの時代も創意工夫を図りながら自らの事業目的を達成するため、努力を重ねてきました。

これら事業者の営みは、江戸川区の経済を支え、江戸川区民の生活を支え、地域に力を与えてきました。

江戸川区はともに生きるまちを目指す条例の考えのもと、どのような時代にあっても事業者の営みを側面から支援し、活力ある区内産業を推進することで、地域経済の発展と誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を定めます。

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）において活動する事業者に対して区が支援する施策（以下「事業者支援に関する施策」という。）を実施する際の基本方針及び区の責務を明らかにすることにより、活力ある区内産業の推進を図り、地域経済の発展と誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「事業者」とは、江戸川区内（以下「区内」という。）において事業活動を行い、又はこれを行おうとする法人、団体及び個人をいう。

（基本方針）

第三条 事業者支援に関する施策は、多様な事業者が自らの事業目的を達成するための創意工夫及び努力に対して支援することを基本とする。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本方針にのっとり、事業者支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 区は、事業者支援に関する施策とともに、区内経済の好循環を推進する施策を講ずるものとする。

（事業者支援に関する施策）

第五条 区は、事業者支援に関する施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 事業活動に関するあらゆる相談に対応できる体制の整備及び充実を図ること。
- 二 創業及び事業承継の支援を図ること。
- 三 経営の革新及び経営規模の拡大を図ること。
- 四 経営基盤の安定化を図ること。

2 区は、事業者支援に関する施策等を実施するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 事業者に関する調査分析の実施及び結果の公表
- 二 財政その他の措置
- 三 事業者支援に関する施策の周知及び理解促進

(施策の推進体制及び意見の聴取)

第六条 区は、国及び都その他の関係機関と相互に連携を図り、事業者支援に係る施策を効果的に行うことができるよう、協力体制を充実させるものとする。

2 区は、事業者及び関係機関・団体の意見を聴取し、施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。